

令和5年6月9日

各市町等教育委員会事務局  
学校保健担当主管課長 様  
指導事務主管課長 様

三重県教育委員会事務局  
保健体育課長  
小中学校教育課長

マスクの着脱に関する三重県教育委員会教育長メッセージについて（依頼）

4月1日以降の学校におけるマスク着用の考え方が見直され、平時における学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対し、「マスクの着用は求めない。ただし、マスクの着脱を強いることがあってはならない。」ことが基本となり、加えて、5月8日には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しました。

このような状況の中、学校においては、児童生徒同士が表情豊かにコミュニケーションを図る機会を大切にするとともに、教職員が児童生徒とのコミュニケーションを通して、表情などから一人ひとりの様子を読み取り、きめ細かな指導や支援を進めることが重要です。

また、熱中症が懸念される時期柄となり、予防に向けての指導も必要となります。

つきましては、三重県教育委員会教育長から、別添のとおり、児童生徒及び保護者に向けて「マスクの着脱に関するメッセージ」を发出しますので、教職員のみなさんには、本メッセージを児童生徒及び保護者に伝えるとともに、以下の指導に当たっの留意点を踏まえて、児童生徒に適切な指導をお願いします。

#### 教職員のみなさんへ 指導に当たっの留意点

- 児童生徒にメッセージを配付するとともに、これを活用しながらマスクの着脱について丁寧に説明をする。
- 児童生徒等に対して、平時の学校教育活動では、マスクの着用を求めないことが基本であり、マスクの着脱を強いることはない旨を伝える。
- 気温の上昇により熱中症が心配される季節になることから、マスクを外したい児童生徒が、周囲の雰囲気によって外すことができないことのないよう、例えば、教職員が積極的にマスクを外すなどして環境づくりをし、マスクを外しても良いことをしっかり伝える。
- 基礎疾患があるなど健康上の理由等により、マスクを着用したり、着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないようにする。また、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。
- 児童生徒から、マスクを外したくても外せない等の相談を受けた場合には、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。

#### 【事務担当】

保健体育課 健康教育班 岸本 茉莉 TEL：059-224-2969  
小中学校教育課 小中学校教育班 山本 正人 TEL：059-224-2963